

## No.2 民法の一部を改正する法律

(平成25年12月11日法律第94号)

### 1. 改正の背景・趣旨

#### (1) 非嫡出子の相続分に関する現行民法制定の経緯

相続に関する民法第5編の規定は、戦後の新しい民主憲法の制定による家督相続制度の廃止に伴い、第4編の親族編とともに、昭和22年に全面的に改正された。その改正の際に大いに議論がなされた問題の一つに、旧民法に定められていた非嫡出子（法律上の婚姻をしていない男女間の子で、男性が認知した子）の法定相続分は嫡出子（法律上の婚姻をしている夫婦間の子）の2分の1とする、という規定を残すべきかどうかがあった。しかし、論争の末、結局その規定は新民法にそのまま承継された。その理由は、法律上の婚姻を尊重・保護することが妥当という考え方や相続財産は嫡出の子孫に承継させたいという一般国民の認識があり、また、昭和22年の民法改正当時は、諸外国、特に欧米諸国では宗教上の理由から嫡出でない子に対する差別意識が強く、多くの国が嫡出でない子の相続分を制限する傾向にあったことも、その一因であった。

その民法の条文は、次のとおりである。

(法定相続分)

第900条第4号

子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

#### (2) 同条をめぐる社会の意識の変化

しかし、同条第4号ただし書前段の規定については、法の下での平等を定めた憲法第14条第1項に違反し無効であるとの訴訟が相次いで提起されたが、最高裁は平成7年に大法廷決定により、同規定を合憲とした。その要旨は、「本件規定の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場の尊重と嫡出でない子の保護を図ったもので、民法が法律婚主義を採用している以上このような立法理由には合理的根拠があり、本件区別がこの立法理由との関連において著しく不合理であるとはいえないから憲法第14条第1項に反するとはいえない」というものであった。

しかし、その後も我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化がさらに進み、諸外国でも現在では非嫡出子の相続分に差異を設けている国は極めて限られ、欧米諸国にはなく、その区別に関わる国籍法等の法制の改正その他の社会状況が変化しつつある中で、その後も違憲訴訟が提起されていた。

## 2. 最高裁の違憲無効の決定

こうした流れの中、最高裁は平成25年9月4日、ついに民法の当該規定を違憲で無効との決定をした。その判断の対象事件は、平成13年7月に開始した相続案件であるが、最高裁は次のように述べている。

昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考え方が確立されてきているものということができる。

以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。

したがって、本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法第14条第1項に違反していたものというべきである。

## 3. 民法改正の概要

上記2の最高裁決定を受けて、民法の一部改正がなされた。改正法は、平成25年12月11日に公布され、即日施行された。

改正の概要は、

- 1 法定相続分を定めた民法の規定のうち、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定めた部分（第900条第4号ただし書前半部分）を削除する。
- 2 改正後の民法第900条の規定は、平成25年9月5日以後に開始した相続に適用する。（附則第2項）

というものである。

## 4. 経過措置

改正法が適用されるのは、法的安定性の見地から、最高裁決定が出された日の翌日である平成25年9月5日以後に開始した相続に適用される。相続は、被相続人の死亡によって開始されるので、平成25年9月5日以後に被相続人が死亡した事案に適用されることになる。

ただ、最高裁決定においては、

- ① 嫡出でない子の相続分に関する規定は、遅くとも平成13年7月においては違憲であったとしつつ、

② 本決定の違憲判断が、いわば解決済みの事案にも及ぶとすることは著しく法的安定性を害することになるので、その違憲判断は、平成13年7月から本決定までの間に開始された他の相続につき、従前からの規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産分割の協議その他の合意により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないとの判断を示している。

しかし、一方で最高裁によりある法律の違憲判断がなされると、その後の同種の案件は、最高裁が示した基準に従って処理されることになるため、平成13年7月1日から最高裁決定の日（平成25年9月4日）までの間に開始した相続について本決定後に遺産分割をする場合は、違憲判断に従って、平等な相続分として扱うことになる。

## 5. 改正による具体的な法定相続分

例えば、死亡したAに配偶者B、嫡出子CとD、非嫡出子Eがおり、相続財産の総額が3,600万円のケースにおける各相続人の法定相続分の額は次のようになる。

### ◎ 改正前

配偶者 B ( $\frac{1}{2}$ )	1,800万円
嫡出子 C ( $\frac{1}{2} \times \frac{2}{5}$ )	720万円
同 D (同)	720万円
非嫡出子 E ( $\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$ )	360万円

### ◎ 改正後

配偶者 B ( $\frac{1}{2}$ )	1,800万円
嫡出子 C ( $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$ )	600万円
同 D (同)	600万円
非嫡出子 E (同)	600万円

## 6. 宅地建物取引における実務上のポイント

従前から、嫡出子・非嫡出子を問わず、相続人であることは変わりなく、被相続人名義のままとなっている物件における相続人の範囲の調査については、従前と同様であり、宅地建物取引業務との関係では直接取引実務に影響を及ぼす部分は少ない。しかしながら、売主や買主が売買契約締結後死亡した場合の売買代金の配分などに影響があり、宅地建物取引業者や宅地建物取引主任者は、熟知しておく必要がある。